



### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 8月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成24年 8月 1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人杏っ子の里ハーモアグリ
- 3 代表者の氏名  
高池 忠克
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市松代町東条字菅間1129番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、荒廃農地・遊休農地の解消など自然環境の整備・保全、地域の歴史的文化遺産の保全（不在時の墓地の清掃・保護）を図りながら、自然環境を活かしたコミュニティづくりに関する事業を行い、心身ともに豊かで健康な暮らしを営めるように、行政と協働で地域の活性化と住みよいまちづくりの推進を図り、地域の福祉事業に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 8月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成24年 8月 2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人シェイクハンズひかり
- 3 代表者の氏名  
小林 ふみえ
- 4 主たる事務所の所在地  
松本市波田6908番地 1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者とその家族に対して、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活でき、自己の選択の幅を広げられるよう、生活支援に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 8月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成24年 8月 3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ピアほっとさく
- 3 代表者の氏名  
横森 英世
- 4 主たる事務所の所在地  
佐久市中込1丁目19番地 2
- 5 定款に記載された目的

この法人は障害を抱える人たちに対し、人間の尊厳をもって地域社会で暮らしていくため、地域活動支援センターの運営、相談事業及び交流事業を通じて、就労支援・生活支援・社会参加支援を行い、地域福祉の発展並びに地域づくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 8月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成24年 8月 3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人食と農のまちづくりネットワーク
- 3 代表者の氏名  
山崎 八重子
- 4 主たる事務所の所在地  
上田市中央四丁目7番27号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、農工商観光業者、市民に対して、食と農に関する地域住民の共通理解を深め、地域資源を活用できる人材を育成し、男女共同参画社会の形成を促進すると共に、産地とまちの共生的関係づくりに資する事業を行い、もって地産地消の推進と地域の活性化に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成24年8月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
長野県新財務会計システム開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
  - (1) 名称 長野県会計局会計課
  - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日  
平成24年8月1日
- 4 落札者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社日立製作所関東支社公共・産業システム営業部
  - (2) 所在地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16
- 5 落札金額  
247,285,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成24年5月21日

会計課

## 公告

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の休止の届出がありました。

平成24年8月13日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本 浩司

名称	所在地	休止年月日
有限会社 町田ポンプ店	埴科郡坂城町大字坂城10080番地	平成24年 8月1日

企業局